

## 風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と 社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定

横浜市（以下「甲」という。）と社団法人横浜建設業協会（以下「乙」という。）及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部（以下「丙」という。）とは、風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関し、次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、横浜市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、応急措置等（次条で定義する「応急資材整備」及び「応急仮設工事」をいう。）に関し、甲が、乙及び丙の所属会員のうち横浜市内に本社を有する会員をもって組織される横浜建設業防災作業隊（以下「作業隊」という。）に要請する場合の手続等について定める。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）応急資材整備

市内で発生した風水害、地震等によるがけ崩れ災害において、被害の拡大を防止するため横浜市が土地所有者等に代わり行う防災シート、土のう及び鉄筋棒等による応急的な防災措置をいう。

#### （2）応急仮設工事

市内で発生した「がけ崩れ」のうち、二次災害の危険性が予想される「がけ」に対し本設工事実施までの間の応急的な土留め工事等をいう。

### （応急資材整備）

第3条 甲は、災害時等に応急資材整備が必要と認められる場合、作業隊に対し応急防災のための出動を求め、応急資材整備についての協力を要請するものとする。

2 作業隊は、前項による要請を受けたときは、必要な人員、機材及び第4条の規定により配付された応急防災のために使用する資材を出動させ、甲の応急資材整備に協力するものとする。

### （資材の保管）

第4条 甲は、応急資材整備のために使用する資材をあらかじめ作業隊に配付するものとする。

2 作業隊は、配付された資材を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 配付された資材の保管場所については甲と作業隊で別途定めるものとする。

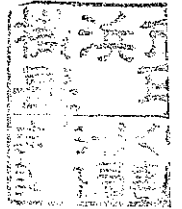
### （要請手続）

第5条 第3条の規定による甲の要請手続は、各区災害対策（警戒）本部（各区災害対策（警戒）本部が設置されていない場合は、「各区総務課」と読み替える。以下同じ。）が担当する。

### （防災活動及び報告）

第6条 作業隊は、甲の要請により災害現場に出動したときは、現場確認の上、要請事項の内容を各区災害対策（警戒）本部に確認し、要請事項に従い応急資材整備を速やかに実施する。

- 2 作業隊は、前項の応急資材整備の実施にあたっては、作業する者の安全について十分配慮しなければならない。
- 3 作業隊は、応急資材整備を実施したときは、その内容等を口頭又は電話等により各区災害対策（警戒）本部に報告するものとする
- 4 作業隊は、応急資材整備の終了後、次の事項を速やかにまちづくり調整局指導部宅地企画課がけ防災担当へ提出する。
  - (1) 活動状況報告（様式1）
  - (2) 案内図
  - (3) 積算根拠のわかる図面（施工箇所の正面図、断面図、崩壊土砂断面図）
  - (4) 工事着手前、工事完了後の写真
  - (5) 工事費見積書
  - (6) その他必要な書類



#### （応急仮設工事）

第7条 作業隊は、応急措置等の実施に伴い、応急仮設工事が必要と思われる場合には、各区災害対策（警戒）本部に報告するものとする。

#### （要請手続）

第8条 作業隊から報告を受けた各区災害対策（警戒）本部は、その旨をまちづくり調整局指導部宅地企画課がけ防災担当に連絡し、対応を要請するものとする。

第9条 各区災害対策（警戒）本部から、要請を受けたまちづくり調整局指導部宅地企画課がけ防災担当は、応急仮設工事が必要と認められた場合、作業隊に対して、応急仮設工事の実施を依頼するものとする。

- 2 作業隊は、前項による依頼を受けたときは、必要な人員、機材等を整え、応急仮設工事を実施する。

#### （工事契約）

第10条 甲は、応急仮設工事を実施するにあたり、事前に作業隊との間で工事請負契約を締結する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

#### （工事実施）

- 第11条 作業隊は甲の依頼により災害現場に出動し、依頼事項に従い応急仮設工事を速やかに実施する。
- 2 作業隊は、前項の応急仮設工事の実施にあたり、作業する者の安全について十分配慮しなければならない。
- 3 作業隊は応急仮設工事の完了後、工事状況の報告書をまちづくり調整局指導部宅地企画課がけ防災担当へ提出するものとする。

#### （経費の負担）

第12条 作業隊がこの協定に基づき実施した応急措置等に要した経費は、甲が負担する。



#### （事前態勢）

- 第13条 乙及び丙は、毎年、この協定に基づく作業隊員名簿及び4月1日現在の機材並びに応急活動のために使用する資材の保管数量の状況（様式2）について、4月末日までに甲に通知するものとする。
- 2 甲は、各区災害対策（警戒）本部の連絡先を乙及び丙に通知し、変更が生じたときは、

その都度、変更内容を通知するものとする。

(補償等)

第14条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例（平成9年10月横浜市条例第60号）中応急措置従事者に係る保障の規定を適用とするとした場合の補償の額を限度として、補償を行うものとする。

2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を執行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損失が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害補償の責任の限度において賠償を行うものとする。

(実施細目)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な細目は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(実施日)

第16条 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

(補則)

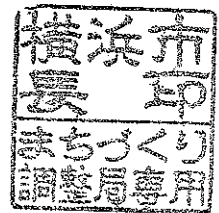
第17条 甲と乙との間で平成10年4月1日に締結した「がけ崩れ災害に係る防災シート等の応急防災措置の協力に関する協定」及び「がけ崩れ災害に係る応急仮設工事の協力に関する協定」は、平成19年3月31日をもってその効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

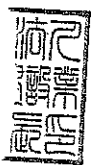
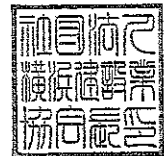


平成19年 3月27日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 中田 宏



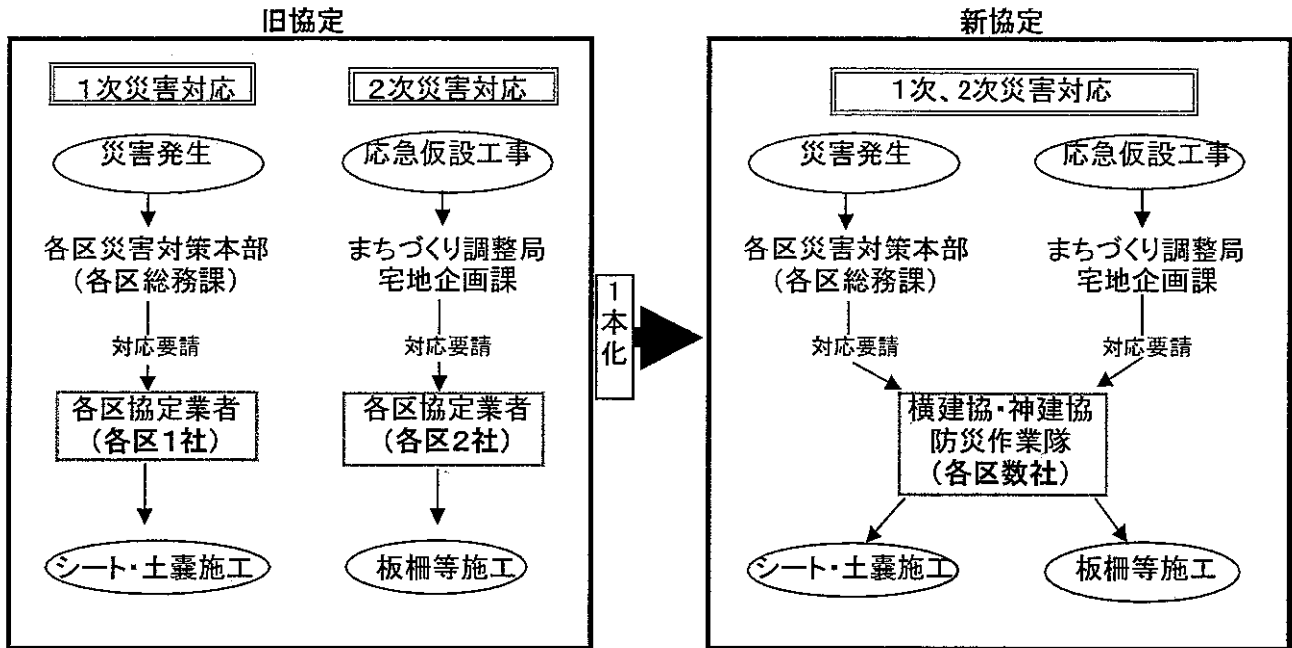
乙 横浜市中区太田町2丁目22番地  
社団法人 横浜建設業協会  
会長 白井 享一



丙 横浜市中区太田町2丁目22番地  
社団法人 神奈川県建設業協会横浜支部  
支部長 三木 崇雄



## がけ崩れ災害の協定一本化について



※社団法人横浜建設業協会を横建協、社団法人神奈川県建設業協会横浜支部を神建協と省略する。

### 旧協定

協定名	協定相手
がけ崩れ災害に係る防災シート等の応急防災措置の協力に関する協定	社団法人横浜建設業協会
がけ崩れ災害に係る防災シート等の応急防災措置及び資材の保管に関する協定	協定業者(各区1社)
がけ崩れ災害に係る応急仮設工事の協力に関する協定	社団法人横浜建設業協会
がけ崩れ災害に係る応急仮設工事の実施に関する協定	協定業者(各区2社)

1  
本  
化

### 新協定

協定名	協定相手
風水害、地震その他によるがけ崩れ災害に係る応急措置等に関する横浜市と社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部との協定	社団法人横浜建設業協会及び社団法人神奈川県建設業協会横浜支部 (横浜建設業防災作業隊)